

平成二十八年十一月十一日受領
答弁第一〇〇〇号

内閣衆質一九二第一〇〇号

平成二十八年十一月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員大西健介君提出NHK会長の選任に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員大西健介君提出NHK会長の選任に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第五十二条第一項の規定により、日本放送協会の会長は、経営委員会が任命することとされており、手続の在り方も含め、経営委員会において適切に判断されるものと考えている。